

有料職業紹介事業許可申請に必要な書類（法人用）

許可申請を行う事業主の方は、次に掲げる書類を、本店登記所在地の管轄労働局を經由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

許可は、労働局及び厚生労働省における審査並びに労働政策審議会への諮問を経て決定されますので、申請は、事業開始予定時期の約3ヶ月前までに行ってください。

提出書類

- 1 **有料職業紹介事業許可申請書**【様式第1号（第1～第2面）】 **3部**（正・副・控え）
- 2 **有料職業紹介事業計画書**【様式第2号】 **3部**（正・副・控え）
- 3 **有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書**【様式第6号】 **3部**（正・副・控え）
- 4 **届出制手数料届出書**【様式第3号】…上限制手数料による場合は不要 **3部**（正・副・控え）
- 5 添付書類 コピーを **2部** ただし、については、**原本1部**と**コピー1部**の提出をお願いします。
 - ① **定款**＜目的：**有料職業紹介事業**又は**職業紹介事業**の文言を追加のこと。＞
 - ② **法人登記簿（履歴事項全部証明書）**＜目的：**有料職業紹介事業**又は**職業紹介事業**の文言を追加のこと。＞
なお、役員の方が別会社の役員にも就任している場合はその会社の法人登記簿も必要です。
 - ③ 代表者、役員の**住民票、履歴書**（**住民票は、本籍地の記載があり、**個人番号の記載がないもの）
 - ④ 職業紹介責任者の**住民票、履歴書、職業紹介責任者講習受講証の写し**
（**住民票は、本籍地の記載があり、**個人番号の記載がないもの）
 - ⑤ 直近の事業年度における**貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書**
 - ⑥ 直近の事業年度における**所得税の納税（確定）申告書の写し**
（法人税法施行規則の**別表1**及び**別表4**、税務署の受付印があるもの（電子申請の場合にあつては、税務署に受け付けられた旨が確認できるもの。）に限る。）
 - ⑦ **法人税の納税証明書（その2（所得金額用））**
 - ⑧ 事業所の使用権を証明する書類（**不動産賃貸契約書の写し**（転貸借の場合は権利関係が明らかかな書類を添付）又は**不動産登記事項証明書**）
 - ⑨ **業務運営に関する規程** 【参考 様式例第1号】
 - ⑩ **個人情報適正管理規程** 【参考 様式例第4号】
 - ⑪ 手数料に関する書類
 - ㉠ **上限制手数料表**【参考 様式例第2号】
 - ㉡ **届出制手数料に係る手数料表**【参考 様式例第3号】（㉠、㉡のうちいずれか。）

⑫ □相手先国・送出し機関に関する書類

(1) 相手先国において技能実習制度に関する法令規程がある場合

- i) 相手先国の技能実習制度に関する **法令原文・日本語訳**
- ii) 業務提携先が技能実習制度における送出し機関として認定を受けた **許可証写・日本語訳**
- iii) 送出し機関との業務提携に関する **契約書写・日本語訳**

(2) 相手先国において技能実習制度に関する法令規程がない場合

- i) 相手先国における職業紹介事業に関する **法令原文・日本語訳**
- ii) 業務提携先が国外にわたる職業紹介事業者として認定を受けた **許可証写・日本語訳**
- iii) 送出し機関との業務提携に関する **契約書写・日本語訳**

6 印紙

50,000 円 + 18,000 円 × (有料職業紹介事業を行う事業所の数 - 1)

7 登録免許税 (許可一件あたり 90,000 円) に係る領収証書

書類提出に当たっての注意事項

- (1) **履歴書**には、氏名、生年月日、現住所、郵便番号、職歴、役職員への就任退任及び賞罰等について、最終学歴以降の状況をもれなく記入し、**本人の署名又は押印**をしてください。なお、写真は不要です。
- (2) 代表者、役員が職業紹介責任者を兼任される場合、住民票・履歴書は重複して提出する必要はありません。なお、役員のうち**監査役は、会社法の規定により、職業紹介責任者として選任することができません**のでご注意ください。
- (3) 法人設立後の最初の決算を終了していない場合は、「会社法」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する設立時の貸借対照表 (いわゆる「開始貸借対照表」) を提出してください。